

(目的)

第1条 この規則は、学校法人京都女子学園(以下「学園」という。)の業務に関し、法令、及び学園の定める諸規定に違反する行為またはそのおそれがある行為(以下「法令違反行為」という。)が現に生じ、あるいは生じることが予想される場合において、その早期発見及び是正を図るために必要な体制を整備し、もって学園の健全な発展に資することを目的とする。

(コンプライアンス窓口)

第2条 学園は、法令違反行為に関する通報及び相談(以下「公益通報等」という。)に応じるため、法人本部法人事務室にコンプライアンス窓口(以下「窓口」という。)を設置する。

2 専任、非専任、委託、請負等の雇用形態の如何にかかわらず、学園内において勤務するすべての者及び学園が設置する各学校において教育を受けている学生、生徒、児童、園児、ならびにその保護者(以下「職員等」と総称する。)は、窓口において公益通報等を行うことができる。

(公益通報等の方法)

第3条 公益通報等は、氏名及び連絡先を明らかにし電子メール、電話、FAX、手紙又は面談の方法によって行うことができる。

2 通報等の受付及び処理に従事する者(以下「調査担当者」という。)は、個室で面談するなど公益通報者の秘密を守ることに配慮しつつ、氏名、連絡先、通報等の内容となる事実を把握するとともに、公益通報者に対する不利益な取扱いをしないこと及び公益通報者の秘密は保持されることを説明するものとする。

3 調査担当者は、公益通報者が通報等の到達を確認できない手段(書面及び電子メールをいう。)により受けた通報等を、公益通報として受理するときは受理する旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を通知するものとする。

(禁止事項)

第4条 職員等は、不正の利益を得る目的、学園又は第三者に損害を加える目的、その他の不正の目的をもって公益通報等を行ってはならない。

(通報・相談への対応)

第5条 窓口において、職員等から公益通報等を受けた場合は、法人事務室長は遅滞なくその調査を開始しなければならない。ただし、法令違反行為として通報された事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りではない。

2 法人事務室長は、前項の定めにより調査を開始する場合は、当該職員等に対しその旨を通知しなければならない。ただし、職員等の連絡先が明らかではない場合は、この限りではない。

(調査の実施)

第6条 法人事務室長は、法令違反行為として通報された事実について、書類調査、実地調査、報告及び説明の聴取その他の適切な方法により調査を行う。

2 法人事務室長は、調査対象部門の責任者及び調査対象者に対し、調査の実施のために必要な帳票及び資料の提出又は事実の報告及び説明を求めることができる。

3 調査対象部門の責任者及び調査対象者は、前項の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

4 調査の実施にあたって高度の専門性を要すると判断した場合には、外部の専門家に意見を求めることができる。

(調査委員会)

第7条 理事長は事実関係の調査にあたって調査委員会を設置することができる。

(遵守事項)

第8条 法人事務室長及び調査担当者は、その職務の遂行に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 職員等及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。

(2) 調査対象部門や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。

(3) 常に公平不偏の態度を保持し、事実に基づいた調査を実施すること。

(4) 公益通報等を行った職員等個人を特定する情報について、本人の同意がある場合を除き、その秘密を保持すること。

(5) 職務上知り得た事実を正当な理由なくほかに漏らさないこと。

2 法人事務室長及び調査担当者は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

3 法人事務室長及び調査担当者は、その職務を離れた場合(退職を含む。)であっても、第1項第4号及び第5号に定める事項を遵守しなければならない。

(報告等)

第9条 法人事務室長は、公益通報等を受けたときは、その旨及びその内容を理事長に報告しなければならない。

- 2 法人事務室長は、調査を開始した後、適宜、その進捗状況を理事長に報告するとともに、調査を終了した後、直ちに、その結果を理事長に報告しなければならない。
- 3 理事長は、法令違反行為の存在が確認された場合は、遅滞なく、その是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。
- 4 法人事務室長は、前項の措置が講じられた場合は、当該措置に係る法令違反行為に関する通報を行った職員等に対し、その措置の内容を通知しなければならない。ただし、当該職員等の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

(不利益取り扱いの禁止)

第10条 学園は、職員等が公益通報等を行ったことを理由として、当該職員等に対し、解雇、減給、降格その他の不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、職員等が不正の目的をもって公益通報等を行った場合は、この限りではない。

- 2 職員等は、他の職員等が公益通報等を行ったことを理由として、当該職員等に対し不利益な取扱いを行ってはならない。

(軽減措置)

第11条 法令違反行為に関与していた職員等が、法人事務室がその調査を開始する前に、自ら窓口において公益通報等を行った場合は、当該職員等の処分を免除し、又はその程度を軽減することがある。

(改廃)

第12条 この規則の改廃は、常任理事会の議を経て、理事長がこれを行う。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。